

当医院からのご案内

当院では以下事項について厚生労働省地方厚生局に施設基準に適合している旨の届出を行っています。

■初診料の注1に規定する基準（院内感染防止対策にかかわるもの）

患者様に使用する医療機器等に対し、患者様毎に、処置毎の交換や、洗浄・滅菌等、十分な院内感染の防止対策を行うなど歯科医療環境の整備を行っています。

■歯科外来診療医療安全加算1 ・ 歯科外来診療医療感染加算1

当院では、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整えているほか、感染症法上での新興感染症等の発生時においても医科医療機関等との連携を取りつつ円滑な歯科診療を実施するとともに、新興感染症等に罹患した（疑似症状を含む）他の医療機関からの患者様を受け入れるための体制を整備しています。

■歯科疾患管理料の注11に掲げる総合医療管理加算

歯科治療時医療管理料

糖尿病などの疾患をお持ちの患者様の歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、全身的な管理体制を取ることができます。高血圧、喘息、慢性気管支炎、糖尿病などの疾患をお持ちの患者様の歯科治療にあたり、モニタリングによる管理を行い、必要な医療管理を行うことができます。

■小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算

歯科疾患の重症化予防に資する継続管理（口腔機能等の管理を含むもの）、高齢者・小児の心身の特性及び緊急時対応等に係る研修を全て修了するとともに、う蝕や歯周病の重症化予防に関する継続管理の実績があり、地域連携に関する会議等に参加しています。

連携先医療機関：（東京医科大学病院）、電話番号（03-3342-6111）

■歯科口腔リハビリテーション料2

顎関節症の患者様に、顎関節治療用装置を製作し、指導や訓練を実施しています。

■手術用顕微鏡加算

複雑な根管治療を行うために、手術用顕微鏡などを設置しています。

■ 歯周組織再製誘導手術

歯周病で歯周組織の破壊がひどい場合に、歯周組織再生用の材料（保護膜）を使用し、歯周組織を回復させる治療を行っています。

■ 口腔粘膜処置

口腔内に発生した再発性アフタ性口内炎の小アフタ型病変に対する治療が可能なレーザー機器を備えています。

■ 電子的歯科診療情報連携体制整備加算 2

当医院では、オンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。また、患者様の薬剤情報などの診療情報を取得・活用して、質の高い医療提供に努めています。

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

■ う蝕歯無痛的窩洞形成加算

無痛的に充填のためのう蝕の除去及び窩洞形成が可能なレーザー機器を備えています。

■ 歯科技工士連携加算 1・2

患者様の補綴物製作に際し、歯科技工士（所）との連携体制を確保しています。

また、必要に応じて情報通信機器を用いた連携も実施いたします。

■ 歯科技工所ベースアップ支援料

歯科医師から交付された歯科技工指示書に基づき、補綴物等の製作を委託する歯科技工所に所属する歯科技工士の賃金改善を図るため、適切な支援を実施しております。

■ 光学印象（光印象）

患者様の CAD/CAM インレーの製作に際し、デジタル印象採得装置を活用して、歯型取りなどの調整を実施しています。

■ CAD/CAM 冠（歯 CAD）

コンピュータ支援設計・製造ユニット（CAD / CAM）を用いて小白歯や大白歯に白色の冠を作製し、補綴治療を行っています。※金属アレルギーの患者様もご相談ください。

■ 手術時歯根面レーザー応用加算

歯根面の歯石除去を行うことが可能なレーザー機器を設置し、歯周外科治療を行っています。

■ 歯根端切除手術の注 3

手術用顕微鏡などを使い歯根端切除手術を実施しています。

■ クラウン・ブリッジ維持管理料（補管）

当院で作製した冠やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

■ レーザー機器加算

口腔内の軟組織の切開、止血、凝固および蒸散を行うことが可能なレーザー機器を備えています。レーザー治療が可能な処置や手術については制限があります。詳しくはおたずねください。

■ 歯科訪問診療料（注 15）の規定する基準

当院では通院が困難な患者様に訪問診療を行っています。

■ 歯科疾患在宅療養管理料の注 4 に掲げる在宅総合医療管理加算 在宅患者歯科治療時医療管理加算

在宅で療養している糖尿病などの疾患をお持ちの患者様の歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、全身的な管理体制を取ることができます。在宅で療養している高血圧、喘息、慢性気管支炎、糖尿病などの疾患をお持ちの患者様の歯科治療にあたり、モニタリングによる管理を行い、必要な医療管理を行うことができます。

■ 一般名処方加算

当院では後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般名処方によって患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

■ 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

長期収載品の選定療養について 長期収載品の選定療養とは、令和 6 年の診療報酬改定により、令和 6 年 10 月から導入された制度です。

患者様が後発医薬品(ジェネリック医薬品)のある先発医薬品(長期収載品)を選択した場合に、その差額の 4 分の 1 を患者様に自己負担していただく仕組みの事です。詳細や具体的な対象医薬品リストなどについては、厚生労働省のホームページでご確認ください。

当院における院内感染防止・医療安全対策の取り組み

当院では、患者ごとに器具の交換・洗浄・滅菌を徹底し、院内感染の防止に努めています。安全で質の高い医療を提供するため、口腔外バキュームやAEDを設置し、医療安全にも配慮しています。また、東京医科大学病院と連携し、緊急時の体制も整えています。

戸田歯科クリニック 管理者(院長)：戸田 成紀

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 戸田歯科クリニック 運営規程

第1条 戸田歯科クリニックが開設する戸田歯科クリニックが実施する指定居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な指定居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 戸田歯科クリニックが実施する指定居宅療養管理指導の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

- 2 指定居宅療養管理指導の実施に当っては、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係区市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 戸田歯科クリニックが開設する戸田歯科クリニック
- 2 所在地 住所 渋谷区富ヶ谷2-5-3ブランシェ富ヶ谷1階
TEL 03-3466-6480
FAX 03-3466-6490

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 指定居宅療養管理指導の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 歯科医師 1人以上
歯科医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供及び介護方法についての指導・助言、利用者家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。
- 2 歯科衛生士 2人以上
歯科衛生士は、医師、歯科医師の指示に基づき居宅を訪問し、利用者の口腔機能の維持回復が図れるよう指示・援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 月曜日から金曜日 9：30～13：00、14：30～18：30
- 2 土曜日 9：30～13：00、14：00～18：00
日曜日、祝日及びGW、夏休み休暇、年末年始を除く。

(事業の内容)

第7条 指定居宅療養管理指導の内容は次のとおりとする。

- 1 要介護者または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 2 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。

- 3 要介護者または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う。
- 4 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第8条 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし指定居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、その額の1割、2割又は3割とする。
- 2 居宅療養管理指導に要した交通費等については、実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、渋谷区とする。

(苦情処理)

第10条 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

利用者または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第11条 居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条

1 従業者の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は戸田歯科クリニックが定めるものとする。

付則 この規程は令和6年2月1日施行する。